

令和6年度第5回小金井市市民健康づくり審議会会議録

日 時 令和7年3月14日（金）午後7時00分～午後8時23分

場 所 小金井市保健センター2階 講堂

出席委員 11人

会 長 小 松 淳 二 委員

委 員 近 藤 俊 之 委員 田 中 達 志 委員

委 員 羽田野 勉 委員 平 原 かおり 委員

委 員 森 戸 よう子 委員 西 野 裕 仁 委員

委 員 田 中 智 巳 委員 中 谷 行 男 委員

委 員 鵜 澤 友 行 委員 鈴 木 康 之 委員

欠席委員 3人

委 員 小 森 哲 夫

委 員 富 永 智 一

委 員 松 本 亨

---

事務局職員

福祉保健部長

大 澤 秀 典

健康係長

渡 邊 知 子

健康係主任

萩 野 裕 人

健康係

山 田 梨 世

---

傍 聴 者 2人

（午後7時00分 開会）

○小松会長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので始めたいと思います。本日はお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これより令和6年度第5回市民健康づくり審議会を開催したいと思います。

初めに委員の出欠及び資料について、事務局よりお願いいたします。

○渡邊係長 本日の委員の出席でございます。小森委員から欠席の御連絡をいただいております。現在、委員定数15名中10名の御出席をいただいております。過半数以上の出席をいただいておりますので、審議会として成立することを御報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前送付資料といたしまして、メールで送付させていただいたものが次第、資料1、小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対する意見及び検討結果について。資料2、前回審議会からの変更点について。資料4、令和7年度主な健康課事業（新規・変更）について。当日配付資料としまして資料3、小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）、あともう一つが、令和6年度小金井市の保健衛生。以上となります。過不足等がございましたら、事務局のほうにお申出いただきたいと思っております。

○小松会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず議事の1番、小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対する意見及び検討結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊係長 それでは、資料1、小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）に対する意見及び検討結果についてを御覧ください。

まず、パブリックコメントについては、令和7年1月15日から2月14日の期間で実施をいたしました。意見につきましては、14人の方から合計21件の御意見をいただきました。意見項目としては、全般2件、喫煙スペース6件、たばこ税1件、喫煙マナー1件、路上喫煙1件、住宅内の受動喫煙2件、民間施設等8件となっております。喫煙スペースと民間施設等への意見が多く、まず喫煙スペースに関する主な意見としては、喫煙所の整備の要望が挙げられていますので、回答としては、ガイドラインに分煙環境を整備する旨記載していることから、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる社会の実現に向けて、喫煙所の整備等、分煙環境の整備に取り組みますとしています。

次に民間施設等に関する主な意見としては、健康増進法、都条例では、原則、屋内禁煙としているのに、それ以上の基準を設定することは適切でないとの意見が挙げられています。回答するに当たって、ガイドラインに若干補足を入れて修正するとともに、回答としては、ガイドラインは目指す姿を示しており、各施設の実情に応じ、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、屋内禁煙のいずれかを選択し、対策を講じていただきたいとしています。今回のパブリックコメントの結果については、今回の審議会で検討していただき、その後、最終的に庁内で確定をして、3月下旬以降に市ホームページ等で公表する予定とし

ております。

説明は以上となります。

○小松会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対して御質問のある方、挙手をお願いいたします。

○森戸委員 森戸です。パブリックコメントをかけていただき、お疲れさまでしたということが1つ。それから、この間、いろいろな御意見を頂戴してまして、とりわけ、先ほども説明のあった12ページと13ページの表のところです。やはり商業者の皆さんを含めて、13ページの施設の第二種施設について、敷地内完全禁煙ということが記述されているということで、国の改正健康増進法では、第二種施設については、原則屋内禁煙ということになっているのに、なぜ小金井市は厳しくしているのかという声などが出ておりまして、市議会でもそういう質疑の発言もありました。

13ページの先ほどの説明の中では、ただし、事情により禁煙とすることが極めて困難な場合には当然の間、法に定める喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙目的室の設置対策を講じることということ※に各施設の実情に応じ、この敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、屋内禁煙のいずれかを選択の上、対策を講じるということになっているんです。非常に分かりづらいのかなと。敷地内完全禁煙という中で、そのただし書があるというのがちょっとどうなのかなということでもあります。その辺りは、パブリックコメントでもきついんじゃないかという意見があったということなんですが、どう考えていらっしゃるかってこういうふうにされたのか、改めて伺います。

それと2点目は、私、前々回もというか、ずっと申し上げているのは、影響を受けるのは商業者の皆さんで、商店会の皆さんとか含めて、意見を聴取することを含めて行っていただきたいということを要望させていただきました。もうここまで出来ているという流れがあるんですが、ぜひ、市が決定する前に、商業者の皆さんなども含めて率直な意見交換をしていただくことはできないのかなということがありまして、その辺りについて、どう考えていらっしゃるのか伺っておきたいと思います。以上です。

○大澤福祉保健部長 今、御質問でございますので、事務局のほうからお答えをさせていただきたいと思います。まず、こちらのガイドラインの経過といたしましては、健康課が主体というような形でスタートした経過がありまして、健康にという視点から進めさせていただいた経過があると思ってございます。そういった中で、やっぱり吸われる方の権利というところが委員さんの中でも出てきた中で、共存という形のキーワードになってきたかなと思ってございます。

今回、既にガイドラインを策定している自治体等も参考にさせていただきながら、今日までこの中で議論をしていただいた経過があるというような中で、いわゆる施設の形態というところの中で、商店街の皆様方の分類の中に、障害者施設であったり、高齢者の施設であったりとか、一定の配慮をしなければ

ばいけないところが1つの枠組みになっているところが、つくり込みとして、本来ならもう少し、検討をしておく余地はあったのかなというような思いも持っているところでございます。

そういった中で、あくまでもガイドラインでございすことから、市としては3つ考えられるものを、それぞれやはり掲載をさせていただき、それぞれの施設に合ったような形で対応していただきたいというのが趣旨としてございました。今回、それこそ御自宅で吸われて、それに関しても、例えば御近所にいらっしゃる方からの御意見をいただいているというところ。それと、もともと商店街の皆様方におかれましても、自分の土地でやられているところの整合性もなかなか難しいところもあったものですので、選択できるものを取っていただくというものを全面的に出ささせていただいて、今回このような記載をさせていただいたという経過がございます。

それと、市民健康づくり審議会の中に商店の方が入っていないところは、一番最初の早い段階で、森戸委員からもお話しがあったと認識してございます。全体の組織の中で、今後、この委員の中に商店会とかを入れるというところまでは、当初、気づかなかったというところがございましたので、内部の検討会の中に経済課長も入れていただいて、お話しをさせていただいたところでございます。

今回、このケースにつきましては、経済課長とも連携をした中で、経済課長としても一定の御発言をさせていただいたところもございます。ただ、そういった状況に関して、商工会とか、そういったところから経済課にもお話しがあったというところは、聞いてはないというようなお話もあり、経済課長といたしましても、選択というような形の範囲内であればやむを得ないのではないかなというようなお答えもいただいたところで、今回、我々としては3つ書かせていただいて、それぞれの目指すべき姿というところを御選択をしていただいて、可能な範囲内で対応していただきたいと。

そこで、吸う人、吸わない方、それぞれの共存に図っていただきたいという趣旨で、今回につきまして、やはりなかなか、民のところを完全に縛るところは我々としても、ガイドラインということから難しい。ただ、逆にガイドラインなので、こう目指してほしいというところは書きやすいのかなというところもございますので、今回、我々の今のところの中での考え方をこちらで出させていただいた。

あとは、この審議会の中で、例えばの話でいくと、敷地内の完全というのが厳しいのであれば、その旨でまとまっていれば、それも1つの考え方という形で考えていく。以上です。

○森戸委員 森戸です。今お話があって、他市の事例なども参考にして検討したということでありまして、国の基準からすると、かなり小金井は、確かにきつい基準になっているということだと思うんですが、今のお話を聞いていると、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、屋内禁煙と3つあるわけですが、これを、どれを選ぶかというのは、それぞれの敷地を所有している人の判断でやってもいいよということでしょうか。ちょっとその辺りの基準はどこに。

○大澤福祉保健部長 事務局でございます。もともと一番大きな問題のきっかけとしては、北口とか、東小金井につきましても、路上でたばこを吸われている方が多いというところが、皆さん方からの御意見があったかなと思っています。やはり、民地に関して、行政が立ち入るというのは中々難しく、法律にはそんなに定められているわけではなくて、本当にお願ひ程度くらいの形でしかできないというところがあります。ですので、あくまでも今回、ガイドラインというところがございますので、基本的にはなかなか民のところに関して、条例ではないので、罰則規定ができていないわけではないという形になりますので、基本的には御選択をしていただいて、今、このもともとの趣旨にあるものに適応するような形で、我々としては御協力の方、お願ひをしたいという趣旨のつくり込みとしているような形の考え方でございます。

○森戸委員 そうすると、つくり込みはそうなんですが、敷地内完全禁煙というのが一番、ガイドラインの中に目指すべき姿として入っているということになると、やはり民間の問題なので、規制はできないわけですが、やっぱりここに準じてやらざるを得なくなるということになっていくんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○大澤福祉保健部長 事務局でございます。今の段階では、あくまでガイドラインというような形の概念というところと、概念上からいきますと、民地というところがありますけれども、やはりもともとの、どうしても一番最初のスタートが、健康課の健康づくりであったり、健康増進法等に基づいた中で、健康という視点からスタートしてきている経過というところは正直あり、やはりもともとというところの、いわゆる健康増進計画の中でいくと、やはりある程度、抑制していこうという視点がどうしてもあるというところがあるので、そういったところから、関連も含めて掲載をさせていただいたというところが、前計画からの整合という視点も含めると、入れさせていただいているという経過はあるのかなと思っています。必ず敷地内完全禁煙としなければならないものと考えております。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○森戸委員 すみません、一言。私も敷地内禁煙にさせていただいたほうが、例えばコンビニの前でたばこ吸っていらっしゃるとかいうのを、私たちもちょっと通り過ぎるだけでも匂いを感じて、ああ嫌だなと思うときもあるので、それはそうだと思うのですが、そのことと、飲食店とか商店の皆さんの営業との関係でのバランスをどう考えていったらいいのかなというのは、やっぱりある程度、私たちも視野に入れて、ガイドラインはつくっていく必要があるのかなと思いますので、私一人の意見であれば、それはそれでやむを得ないかなと思うのですが、もし、もう少し改善ができるようであればお願ひできないかなと思っています。以上です。

○小松会長 ただいまの御意見に関しまして、ほかの委員の皆様方から御意見ございますでしょうか。

○平原委員 平原です。パブリックコメントの21です。今の森戸さんが言ったような、同じような、近いんですけども、真ん中辺りに、個人の敷地内に灰皿が設置されている場所があるんですけど、こうした場合、個人の敷地内に灰皿が設置されていて、その次の段落の、該当敷地は小学校の目の前であり、すぐ近くには保育園もあるため、子供たちが非常に多く通る道路になっています。通学中の子供たちがたばこの煙の中を歩いていく光景。これはやっぱり、ここで阻止しなければいけないんじゃないかなと。一番ここを拾わなきゃいけないんじゃないかなと思いました。これをどのように。個人の敷地内に設置されているものに対して何かを言えないのであれば、路上禁煙の禁止区域をもう一度見直す必要があるのかなと思ったり、これは子供の受動喫煙で一番拾わなきゃいけない点ではないかなと思いました。

○小松会長 ありがとうございます。

○大澤福祉保健部長 多分、この場所につきましては、確かに学校の近くというところでございます。ただ、いわゆるたばこを吸える、灰皿はその方の敷地内に置いてあるものでございます。ですから、北口の武蔵小金井のところも同じような状況の中で、そこほど大勢の方がいらっしゃっているというわけではなく、何人かたまにいらっしゃるという感じかなという認識でございます。

どうしてもやっぱり民地という視点からいきますと、今後になりますけど、そういったところの啓蒙、啓発というところに関して、今、今度、こういったガイドライン的なのが出来る形になるので、本当に御協力というような形で何かしら、特にガイドラインの中でも、つい立てだとか囲ったりとか、そういうようなところをちょっとお願いしたいというようなものも載せていますので、そういったところでも、今度、具体的なお願いとしてはしやすくはなるのかなとは思ってございます。

ただ、その方の土地にございますので、強制的なものは、逆に今度、条例で何々しなさいというところではないので、逆にそういった点では縛りづらいところもあるものでございます。

○平原委員 平原です。ただ、通学中という時間限定もあるので、この時間帯は控えるとか、受動喫煙の方面から何か縛りができないのか。時間帯を縛るとか、できないのかなと思いました。

○大澤福祉保健部長 御意見は承っていきます。ただ、そこが道路上であれば、当然、縛りはあると思っていますけれども、それが民地であるというところと、どこまでができるか分かりませんが、この審議会の中でこういう意見があって、パブコメにこういうようなのがあったので、少し、何らかの工夫はしていただけないかというようなお話はできないかなとは思ってございます。恐らく、ある意味、コンビニの中でも灰皿を置いている箇所もあるでしょうし、武蔵小金井の北口のたばこ屋さんなど、そういうところにも灰皿が置いてあるケースはあつたりするので、そこら辺は、共通しているところは正直ある。ただ、共通したようなところ、その方の御自宅の中という形のもので、ある意

味、それぞれの御自宅の中、例えば玄関で吸われているとか、車をとめる駐車場とかで吸われているところと内容的には似てしまうところはなかなか、制限をしたとしても、課題は正直あるものと認識しているところでございます。

○平原委員 ありがとうございます。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

○田中（達）委員 田中です。今の御意見を聞いてて、ガイドラインが出来たから、今の話なんかは、市として、このガイドラインに従って善処していただきたいとか、いろいろなアクションは起こせるんですか。ガイドラインがあることで。みんなが守るということですか。今の最初の問題なんかも、個人の方が、臭いから外でお父さん吸ってよみたいな形で吸ってるんじゃないくて、多分、不特定の方が入る場所ですから、言わば、所有権としては民有地だけど、言わば準公共的な場所に当たるわけですから、そういうことも含めて、ガイドラインをつくることによって、こういうのが出来ましたよということでは何かできないのかなと。やる気があるのかなとか、そういうことをちょっと疑問に思うんですけども。出来ましたよで終わりなのか、それとも、出来たから、北口の問題であるとか、三小の問題、東小金井の問題、そういうものについて、何らかのアクションができればいいと思うんですけども。

○大澤福祉保健部長 具体的には、ガイドラインに今後の取組ということで幾つか挙げさせていただいておところはございます。実質的には、啓蒙であったり啓発であったりということがメインという形になってきます。あとは今、市のほうという形の中でいきますと、喫煙場所というものを今後の設置に向けて、少し対応を考えていくところが新規な形になっていくという考え方になるかなと思ってございます。

あとは、それが路上とかであれば、まちをきれいにする条例がございますので、その中で対応していく形の考え方になるかなと。

○小松会長 よろしいでしょうか。ほかに意見ございませんか。

○森戸委員 森戸です。すみません、何度も申し訳ないです。このガイドラインについては、見直しを行うことはあるのでしょうか。実際にやってみて、いろいろ不都合があったりしたときに、例えば3年ごとに見直しをするとか。やっぱり柔軟に対応できる文言も入れておいたほうがいいのではないかなと思います。

それと、今日これで決められるということですが、先ほども申し上げましたように、商業者の皆さんが一番大きな影響を受けるかなと思っておりまして、その辺りをきちんと、庁内の中ではそういうまとめで、商業者の部分についての経済課長さんのお話があったというのは分かるんですが、実際には、商店の皆さんのお声を聞いていただいて、どうするかということを最終的に市のほうで判断していただく

ことはできないのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○大澤福祉保健部長 まずガイドラインの関係でいきますと、今日お配りしておりますガイドラインの案の中には、2ページ、4番にガイドラインの期間というものを載せさせていただいてございます。本ガイドラインにつきましては、いわゆる健康増進計画の改定に合わせ、必要に応じて見直すという形と、健康増進法等の改定や、今後社会情勢の変化、また、当然これがスタートしたばかりになりますので、そういったところの中で、ガイドラインでございますので見直しをしていくという考え方を持っているところでございます。

それと商店街とお話合いというところでございます。まず、この審議会の中で、先ほど言いましたように、例えば審議会として、この3つのうちの、例えば一番上の完全敷地内は厳しいというような御意見であるかどうかをここの中でもんでいただきたいと思います。それと最終的にこちらが商店街と調整するという点に関しては、今日の時点、今のところは、まずここでいただいて、それがこの会のまとめに当たっての総意というような形であれば、そこに関して承ってまいりたいと思っております。

○森戸委員 森戸です。すみません、何度も発言させていただくのですが、例えば敷地内完全禁煙ということになると、北口の今問題になっている場所については、敷地内禁煙、完全禁煙なので、ここではもう喫煙はできません。ということで、ただし喫煙施設をつくれればいいということになっていくんですかね。だからそこがちょっと矛盾しているんじゃないかということです。

○大澤福祉保健部長 あその場合は建物があるわけではないので、基本的には更地なものですので、これに関しては、あくまでも建物とかがあるところに関してのガイドライン的な要素になります。

○森戸委員 ガイドラインには適用されない？

○大澤福祉保健部長 ならないです。その土地に関して規制というのは非常に難しいというのが現状かと思います。

○小松会長 近藤委員、お願いします。

○近藤委員 近藤です。森戸委員、また平原委員、田中委員さんのお話聞いていて、そもそもこのガイドラインが出来ると、何か、先ほど、第二種施設にしても、影響を受けるんですか。それから三小話ですとかそういうところは、民地に関しては、目指す姿は書いてあるんですが、目指してほしいというお願い事で、まさに、そういうことを市として決めたけども、それによって、先ほどの北口の話では、民地であるし、建物ではないですから、ああそうですかで終わる話なのか、それとも、これがあることによって、市としてガイドラインが出来たので、民地において、前に資料がありました、喫煙所をつくれる、つくるために、例えば予算をつけられるとか、補助金をもらえるとかがということで、今回これをつ



くることによって、事務局としては何を一番影響したいと考えているのか、そこが分からないんですね。ほとんど影響なければ、どう書いてあったっていいじゃないかと思うんですね。ガイドライン、目指す姿ですから、私は目指しませんと言えば、それでおしまいなんですよね。そこが、本当のところは何を目的にしているんだろうかと。条例であれば、それは縛るし、予算も絶対つくし、場合によっては罰則もあるんだけど、こういうガイドラインであるとする、皆さんを啓発するというためのガイドラインなのか、それとも何か規制したり、予算をつけたりする。じゃあこれで、今年出来たら、来年度、再来年度くらい予算で、事務局としては何かアクションを、先ほどあったアクションをする気があるのかどうかですね。

○大澤福祉保健部長 まず、市として受動喫煙に対しては、健康増進計画の中で少し載せさせていたでいる中で、啓蒙啓発だけはさせていただいていたところがございます。皆さん方の審議を妨げるつもりはなかったというところは、最初のこの会でお話をさせていただいたところはございますが、やはり武蔵小金井の北口であったり、東小金井のたばこのポイ捨てというようなところで一定、対応できるところはさせていただいているところはございますが、その反面、市議会から、やはり喫煙所を設置するところに関しての御質問がかなり、数名からお話があったというところが、まず経過としてございました。それに当たりまして、何もルールがないところがありましたものですのでガイドラインからつくってこうというところが考え方の1つとしては思っていたところでございます。

そういった点から、まずこれを制定することによって、いわゆる喫煙所の設置に向けて進めるとともに、やはりたばこを好まない方もいらっしゃる、吸っている方もいますので、そこに関しての啓蒙啓発をさらに一層進めていきたいという、ある程度、市としての指針というのも持っていなかったところで、この審議会の中での御検討をお願いしたく、健康増進計画の中でもガイドラインをつくっていきましょうというような形でまとめていただいたところが経過としてあるところでございます。

どうしても、これも大変繰り返しで申し訳ないです。条例ではないので、例えば何々しなければいけないとかではなくて、あくまでも目指すべき姿と志向の道としてはこういう方向がいいだろうと。そういった点では共存ができるような形に、今、議論が進んでいるところではございますけれども、根本的なところに入りますと、市としては、施設の整備にもう一つかじを進めていきたいところが考え方として持っているところでございます。

○近藤委員 近藤です。そうしますと、先ほど森戸委員から御質問があった、第二種の施設については、こういうものは目指すけども、実質的には影響されないと考えていいわけですね。

○大澤福祉保健部長 はい。あくまでもガイドラインでございますので、目指していただきたいという、市としての要望というような、お願いというのでしょうか、目指してほしいというような程度で、しな

ければならないところまで規制があるものではないということです。ただ、やはり好まない方もいらっしゃると思いますので、それぞれやってもらう場合につきましては、一定の御配慮をお願いをしてまいりたいという考え方に変わりはないところです。

○小松会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○近藤委員 はい。

○小松会長 平原委員お願いします。

○平原委員 平原です。すみません。パブリックコメントの2のところですけども、今のお話とちょっと関連しているのですが、このガイドライン自体が、民間の方に見ていただくために、富里市のインターネットで見させていただいたんですけど、あれくらい簡単なものにして、まとめて、民間の人にも見てもらうためにガイドラインをつくっているのでしょうか。今のガイドラインは、市の何かの方針のために、何もなければガイドラインをつくったというのではなくて、一般の小金井市民のために、もっと見やすくして、全員に、これに沿って目指していきましょうという呼びかけをするためのガイドラインなのか、それとも、例えば分煙のための喫煙所をつくるための、タイムスケジュールの一番最初のほうにあるものとしてつくっているのか、ちょっと、どういう位置づけだったのかを。

○大澤福祉保健部長 基本的にはやはり、市の現状というところの中で、喫煙率の状況であったりとか、ある程度、たばこを吸われる方を減らしていこうというのがコンセプトとして1つあるということと、その反面、やはりたばこを吸う方の権利があるでしょうというような話が皆さん方からも出てきた中で、じゃあ今度、逆に市としても、一定の何かしらの対応をしたほうがいいですねという意見が出てきている。吸う人、吸わない人が、ともにいいような形で、情報が提供できるような形でつくっていきたいというところを両方兼ねているガイドラインであるという趣旨でございます。

○平原委員 スタートラインと状況説明は分かったんですけども、そのゴールとして、じゃあ完全に分煙を目指す市であるということで、子供を守るとか、そういうことがちょっとクリアじゃないかと全体的に思いました。小学校の北側というところが一番問題かなと。

○大澤福祉保健部長 まず、市の公共施設的には、学校でも吸えない形になっていますし、保育園、幼稚園、これは法律的にそうっております。それと市全体としては、駅周辺に関しては路上禁煙地区というような形で縛りをさせていただいているところがあり、本当におっしゃっている意味はよく分かると思いますが、なかなか現実的には難しいということです。ただ、こういうものを今度つくりましたということは、その方々に対して、御協力を何とかというような話はできる材料の1つにはなるのかなと思っております。

○平原委員 明確なゴールは設定しない、これの完成をもってゴールということですか。

○大澤福祉保健部長 まず、現時点のガイドラインとしては、この形でいきたいというところが、今回の事務局の案でございます。ただ、先ほども言いましたように、あくまでも、これで修正をしないというわけではないものでございますので、それに関しては、この審議会の中で、例えば1年後どういう状況であるとか、毎年これから健康増進計画の中でも、状況の報告していくわけでございますので、そういったところで、皆様方の御意見を踏まえて修正していく形もあり得るかと思っております。

よその市の中でも、ガイドラインではなくて条例まで制定をしている自治体もございます。これから審議会の中で、条例までというお声が出れば、そちらのほうに行くこともあり得るだろうと思っており、まずはこの形でスタートさせていただきたいというところが、今日の時点での事務局の考え方です。

○平原委員 ありがとうございます。

○小松会長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中(智)委員 薬剤師会、田中です。そもそも論みたいになってしまうんですけど、あくまでもガイドラインというのは、市が最終的に目指す理想のゴールみたいなものを明記しているものだと思うんですね。前回の会議のときにも、私ちょっと、北口の民地がガイドラインの中に文章として名指しで上がることを削除したほうがいいんじゃないかというようなコメントをさせていただいたと思うんですけど、これはあくまでも目標にするゴールを明示するだけであって、個々のところをつつくものじゃないという観点からそういうふうに意見させていただきました。

やっぱりゴールを決めたら、その後のアクションプランというか、セットじゃないとやっぱりいけないと思うんです。その段階で、やっぱり北口の民地とか、三小ですとかをどうするか。ガイドラインが策定されたので協力をお願いしやすくなると。また公共の喫煙の場所、例えば北口の民地に協力してもらえないか交渉するとか、そういったアクションプランもセットで今後は考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思って、今話を聞いていました。

現段階、今日、ガイドラインの概要を決めなきゃいけないとなると、最初に森戸委員がお話しされた、飲食店内の、飲食店というか施設内の完全禁煙、これが国の規程よりも厳しいものを今ガイドラインで設定しているということなので、これが、果たしてこのガイドラインの中で正しいか、向かう姿として、ゴールとしてそこを目指すのかどうかということを今日ここで決めて、ある程度方向性を見せて、先ほどお話が出ました飲食店協会とか商工会の皆さんに意見を聞く段階に持っていくとか、そういう形をしないと、個々の話に行っちゃうとガイドラインつくれないと思うんですね。なので、そこにちょっとポイントを絞って話していったほうがいいんじゃないかなと私的には思いましたので、意見させていただきました。以上です。

○小松会長 ほかに、今の御意見を踏まえて、御意見ございますでしょうか。

じゃあ鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 3ページの基本的な考え方というところですが、これ明記しているんですが、ガイドラインが目指すものは、たばこを吸う人も吸わない人も共存できる環境の整備のされておりますので、それ以上のことは、現段階では、必要ないという言い方はふさわしくないですが、ちょっと無理なような気がします。先ほどから飲食店の話が出ていますが、基本的な考え方3、既存の飲食店のうち、事業継続を配慮し、必要な措置を講じると書いてあります。具体的には書いてないですが、講じると書いてありますので、この文言でいいんじゃないかという気がいたします。

○小松会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

○鶴澤委員 すみません、多摩府中保健所、鶴澤と申します。都のほうで受動喫煙対策に関する施設管理者向けハンドブックというものを作成してまして、そちらで、第二種施設の中でも、飲食店はちょっと取扱いが違ってくるかなと。今の議論を伺っていても、このパブコメを見ても、やはり飲食店というのは、ホテルとか施設とかとはちょっと毛色が異なってくるのかなと思います。飲食店に関しましては、保健所のほうでも喫煙、禁煙の状態について、お店の入り口に禁煙とか、こういった形で喫煙所を設けてありますとか、シールの掲示を条例上していただいております、それがきちんとされているかというのを各飲食店を回って確認をしているところですが、

その目的といたしましては、禁煙のところはきちんと禁煙と貼ってもらい、たばこを吸いたくない人がそこを選んで入れる形になってまして、喫煙専用室ありとか、喫煙可能店という喫煙しながら食事ができる場所もありますので、きちんとそれが守られているかを都として、保健所として回って確認しているところでございます。ですので飲食店に関しましては、こういった独自の取決め、要は吸う人と吸わない人を分けられる、きちんと分けられているかを確認する制度というものがございまして、これは提案といいますか、少し踏み込み過ぎた発言かもしれないですけど、第二種施設の中でも、飲食店だけはまたこのルールに基づいて、吸う人も吸わない人も共存できる場所を目指しているところがあるので、飲食店で、敷地内完全禁煙までかけてしまうと、じゃあガイドラインのルールの方が優先なのかどうなんだというところで吸えなくなってしまうのがかなり危惧されているということであれば、飲食店についてはルールがまた別で定められているというところを鑑みると、施設全体の中に入れなくても、飲食店に関しては都の条例に準ずるなど、少し扱いが異なってもよろしいのではないかなと思うところでございます。

○小松会長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。御説明ありがとうございます。もう一つだけ、何かと目の敵にされている北口のたばこ屋さんの隣なんですが、考え方を变えると、あそこがあるおかげでポイ捨てが少ないんじゃないかという気が私はしております。環境の整備ですとなっていますので、私有地ですから難しいのかもしれませんが、何かしら柵とか、簡易的なものも作ってあげるべきじゃないかなと思っております。たまにあそこの前を通ると、雨の日とか、たばこ屋のおっさんが砂利をどこかから持ってきて、広場を、皆さん、入りやすいように、結構自力で頑張っていらっしゃるんですね。いろんな意見はあるでしょうけど、まずポイ捨てがあのおかげで少ないというのは確実ですので、柵なり何かを設置してあげるのがよいのではないかと思います。

○小松会長 ありがとうございます。御意見でございますでしょうか。

森戸委員、お願いします。

○森戸委員 森戸です。今説明がありました飲食店をここに入れることは、やっぱり東京都の条例との関係でも非常に無理があるのではないかということがありましたので、基本的には東京都の条例なり対策に準じていくことを何かただし書で書くとか、そういうことができればいいのかなと思いました。

○大澤福祉保健部長 そうすると、例えば保健所さんと協力させていただいて、飲食店だけが別枠みたいな形が、本来ならよろしいというような見解というのがございますか。

○小松会長 皆さん、御意見いかがでしょうか。飲食店はちょっと別に、全体の第二種施設の中から少し別枠といいますか、そういう形にしたほうがいいという御意見に賛成の方は挙手をお願いいたします。

○大澤福祉保健部長 そうしましたら、その書き方につきましては、保健所さんと調整をさせていただいて、書き方につきましては工夫をさせていただいて、資料1も含め皆様方に見ていただきたいと思います。と思っています。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○森戸委員 森戸です。飲食店というのと、下から3行目に商店というのがあるのですが、これはもう除外はできないわけですね。

○大澤福祉保健部長 そこも含めて調整をさせていただきたいと思います。

○森戸委員 そうですね。

○小松会長 そうですね、商店とか娯楽施設とか、そういうところがどの辺に当たるかは多少調整する必要があるかもしれません。

○大澤福祉保健部長 ちょっと広く書き過ぎてしまっているところが正直。

○森戸委員 そうですね。

○大澤福祉保健部長 はい。ちょっとあったかなと思っておるところであります。

○森戸委員 よろしくお願ひします。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

○羽田野委員 羽田野です。パブリックコメント11番のところですけど、「コロナ前になりますが」のところで、下のほうに、警察官の方に注意していただきたいと。警察官は管轄外なのでしょうけど、その下の駐車・駐輪違反の監視員の方に何らかの注意をしていただけないでしょうかとあるんですけど、その辺はできないんでしょうか。小金井市は罰則なかったと思うんですね。ないというふうに前に聞いたのですが、喫煙禁止区域で喫煙しても罰則はないというふうに。

○大澤福祉保健部長 罰則の規程はあるんですけども、罰則まで取ったことはないというのが現状です。

○羽田野委員 取ったことはないということですよね。

○大澤福祉保健部長 はい。

○羽田野委員 その辺が、罰則の規程があるということをもうちよつとアピールしたほうがいいんじゃないでしょうか。

○大澤福祉保健部長 今日いただいた御意見につきましては、担当しておりますごみ対策課とは共有させていただきたいと思っております。それと、ちょっと駐車とか駐輪というようなところになりますと、その自転車とか、そちらの関係になってしまうので、なかなか、例えば定期的ではあると思うんですけども、市の中でも、ごみ対策課の担当で回らせていただいているようなところはあるかなと思っております。いろいろな市の組織の中で、外に出ている者はいるんですけども、声がけというところは、するような形の横のつながりはできるかなと思っております。ですので、こういった御意見があったところにつきましては、また課長なんかの集まる会がありますので、そちらのほうで徹底をさせていただきたいと思っております。

○小松会長 よろしいでしょうか。

○羽田野委員 はい。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

平原委員、お願ひします。

○平原委員 平原です。同じくパブリックコメント11、同じところでちょっと疑問があったのですが、市内全域の路上喫煙禁止を決めていただきたいというので、小中高生が通る道は全部なので、通学路での路上禁煙は禁止になっていないんですか。全般的になっていなくて、駅周辺の路上禁煙地区だけで、小学校周辺の道、例えば、最近私も、自転車で吸いながら、学校の横の辺を行かれたので、逃げようにも逃げられないみたいな状況がよくあるんですけど、子供たちも逃げられない気がするんです。なので、通学路はどうなっているのかなというのがちょっと知りたかったのですが。

○大澤福祉保健部長 まず、今日お配りしているガイドラインの19ページには、いわゆる小金井市の路上禁煙地区というところは、すみません、図として落とさせていただいておところが1つ、それと、多分、学校の周辺の道路が吸えないというような形が定まっているかなと思ってございます。それと通学路までに関しては、定かではないですが、全てというところまではいっていないのかなと思っているところでございます。じゃあ全面的にしたほうがいいのかというような声も当然上がっているところに関しては、担当している部局とも共有をさせていただいているところはございます。ただ、またそこで審議会というものも、どう考えていくかは、すみません、今後の課題という形になるかなと思ってございますので、審議会をさせていただいた後、課長の集まる検討会にもフィードバックをさせていただいておりますので、そういったところで共有はさせていただきたいと思ってございます。

○平原委員 ありがとうございます。パブリックコメントに小中学生の件が2件も出てきているので、お伝えしていただけたらと思いました。ありがとうございます。

○小松会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議事の2番目、受動喫煙防止対策ガイドラインに関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊係長 それでは資料2、前回審議会からの変更点について、資料3、小金井市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）を御覧ください。資料2につきましては、前回審議会からの変更点を表にまとめており、その変更箇所を資料3に反映しております。

変更箇所につきましては、用語を整理した部分と、パブリックコメントを踏まえて修正した部分があります。まず、用語の整理部分としては、資料2の左のページの4、5、8、11、13ページの表の部分、17ページの上段部分で、変更内容は記載のとおりです。

次に、パブリックコメントを踏まえて修正した箇所は、残りの12、13の上段部分、16、17ページの下段部分となります。

こちらについて、まず12ページ部分は、対策の内容の説明を丁寧な表現に変更し、それと併せて13ページ部分の表の中で、※部分を追加し、各施設の実情に応じ、敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、屋内禁煙のいずれかを選択の上、対策を講じる旨、説明を補足したところです。16、17ページの下段部分は、公共的な場所について、多くの人が利用するかしないかに限らず、公共的な場所では吸わないことがマナーと考えますので、「多くの人が利用する」を削除いたしました。

続きまして、ガイドライン案について、パブリックコメント以外に、令和7年第1回小金井市議会定例会において議員から意見がございまして、審議会で検討していただきたく御説明いたします。ガイドライン案の1ページ部分、一番上の3行です。「喫煙が死に至る病気の原因」というところから「明ら

かになっております」という部分が行き過ぎ、きつい表現ではないか、健康増進法や東京都条例ではそこまで記載しておらず、喫煙が健康に悪影響を与えると表現されている。ネガティブな印象が過ぎるのではないかと意見がありました。健康課といたしましては、喫煙が様々な疾病のリスクを高めることや重症化につながることは明らかで、それが原因で死に至ることもあることから、また、市ホームページで同じ表現をしていることからこのような表現としているところです。今まで審議会でガイドラインを検討してきているため、表現について市民健康づくり審議会の委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

説明は以上となります。

○大澤福祉保健部長 1つだけ補足させてください。先ほどの議論の中でお話がございましたとおり、13ページの表につきましては、先ほどの中で修正という話をさせていただきましたので、そちらにつきましては、出来上がり次第変えさせていただきたいところでございます。

それと、前回の資料から変更させていただいた点につきましては、資料2に記載をさせていただいたところでございます。

それと、先般、市議会の中で、1ページの最初の3行に関して、ちょっと厳しいのではないかとというような御指摘をいただいたところでございます。こちらにつきましては、繰り返しになりますが、健康課でホームページに上げている文面を尊重させていただく中でつくっているところもあり、議員さんからの御意見でもございましたので、こちらの審議会でも意見を伺うというような答弁させていただいた結果から、ここで触れさせていただいているという現状でございます。補足は以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ではただいまの事務局の説明に関しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

○羽田野委員 羽田野です。今の議員さんというのは喫煙者ですか。

○大澤福祉保健部長 今は吸われてないと思います。

○羽田野委員 私はこれは、別にそんなにきつい文章ではないと思うんですけど。これはこのままでいいと思いますけど。受動喫煙防止対策を進めることが重要だと後に入っているのもので、私はこの文章はいいと思います。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○平原委員 すみません、平原です。私も内容的にはきついとは思わないんですけど、吸わないので。ただ、文章として、私が背景を書いた場合に、死に至るを一番最初に持ってくるかなという、表現の問題がちょっと気になりました。同じ内容でも、ちょっと文言を変えることはできるかなと。



○小松会長 ありがとうございます。

森戸委員。

○森戸委員 森戸です。私も同じ意見で、冒頭から死に至ると来ると、えっという感じになって、死に至るのはそうだと思うんですけど、何かもう少し、表現としては。死に至るのは確かだと思うので、もう少し深刻に考えたほうがいいと思ってます。喫煙がどんなに影響があるかというのはあるんですが、表現方法は考えていただければと思います。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

○田中（達）委員 田中です。私はこのままでいいと。

○小松会長 ほかに御意見はありますか。変更点の前に、じゃあこの3行に関して、ある程度の意見をまとめたいと思いますが、基本的に死に至るという文言自身を入れることに問題はないかということと、入れる場所ですね。もしそれがオーケーであれば、その場所をどうするかということ、そういう御意見を伺いたいと思いますが。

○平原委員 病名を書いちゃったほうがいいかなと思いました。

○中谷委員 すみません、社協の中谷です。この表現自体は、文章の字面はいいんですけど、言ってるエッセンスの内容は、明らかに間違いがあるとか、そういうものなののでしょうか。間違いがあるかないかということと、先ほど平原さんのほうで言われた病名まで書くとか、そこまで詰めてやると、さらに細かくなって、逆に難しくなってしまうかなというのも思ったので、今回は、喫煙がこういう悪影響を及ぼすので、共存共栄を図るという流れがいくのかなと思うので、明らかな間違いがないのであれば、そんなに、よろしいんじゃないかなと思いました。

○小松会長 分かりました。

田中委員。

○田中（智）委員 多分、死という言葉が入っているので、インパクトが強いので、ちょっと刺激が強過ぎるんじゃないのかという意見と、ちょっと落としておいたほうがいいんじゃないかという意見だと思うんです。僕ら医療人からすると、多分これは死に至るというか、重篤な疾患の原因と言い換えられるのかなと思っては見てたんですけど、それだとインパクトが弱い、もっと強く言っておいたほうがいいよという派の方が多いという現状だと思うので。

○小松会長 そうですね。

○田中（智）委員 であれば、それでいいんじゃないかなと僕は思いました。

○小松会長 なかなか具体的な疾患を述べるというのは、それこそ非常に、呼吸器から循環器から、がんも含めて多岐にわたってしまうので、それ一個一個を述べるのは、現実的には結構難しいかなという

気がいたします。死に至る病気ということで、一くくりにまとめるのがいいか悪いかという問題もございます。死に至るという文言が入ることに対して、賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

○森戸委員 それが入ること？

○小松会長 入ること。

ありがとうございます。過半数を超えているので、一応、死に至るという文章自身は、一応このまま使ってもいいかと思いますが、冒頭に、場所の問題としては、もう少し何かの後に入れたほうがいいか、このまま最初に、インパクトが強い形で載せたほうがいいかということに関しては何か御意見ございましたか。

○西野委員 ちょっと発言をさせていただきますと、小金井市医師会の西野です。一番、僕が変えてもいいのかなと思う理由は、患者さんと対面しているときに拒否されたら、もうそれでその患者さんを禁煙まで持っていくことはできなくなっちゃうという経験があるんですね。であれば、この段階で、議員さんという公的な立場の方から、きついんじゃないかと議論があったときに、一番の目的は、この文章を全部の皆さんに見てもらおうと。この行だけで見るのが嫌だと。喫煙者の方が思うというのであれば、本来の目的を達せられなくなるんじゃないかというのがちょっと心配しているところでございます。というわけで、皆さんに読んでもらうというところで、どこに配置するかという戦略でもいいんじゃないかなと思っております。以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

○森戸委員 すみません、それと、ちょっと今皆さんのお話を伺いながら考えてみたんですが、例えば、喫煙はがんや重篤な呼吸器疾患など、死に至る病気の原因になるとか、何かそういう言葉が最初に入っていたほうがいいかなと思ったんですが、どうでしょうか。

○小松会長 いかがでしょうか。

○近藤委員 近藤です。先ほどからどっちにも手を挙げなかったんですけど、今の西野委員のお話のように、死に至るということで、何だこれはという拒否をされちゃうとどうかなというのは今改めて思いましたのと、森戸委員の、がんや呼吸疾患という、で、死に至るということ。死に至ることが重要なのか、それとも先ほど田中委員が言った、重篤な病気の原因になるということでもいいのか。死に至るが大事なのか、重篤な病気なのか、それから、例えば場合によっては、様々な病気の原因とか、幾つかあるんですけど、死に至るということ自体が、読むと、それほど重要なことじゃなくて、やっぱり健康に悪いんだということで、死に至るはなくてもいいのかな。その代わりほかの、田中委員がおっしゃった重篤な病気というようなほうが、西野委員のお話のように、スムーズにその後、読んでもらえるかなと今思いました。

○小松会長 御意見よろしいですか。

田中委員、お願いします。

○田中（達）委員 私の考えでは、受動喫煙のガイドラインをつくらなければいけない理由というのは、結局、喫煙者がいる、マナーを守らない。分煙の施設がまだ不十分だということから始まっているわけなので、このガイドライン自体が、まず喫煙というのは、もともとこういう行為なんだよというところから入っていかないと、全体がすごく弱いものになってしまうかなというようなことから、まず最初からこういうインパクトがあるということで、私はこのままでいいと思っています。

○小松会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

田中委員お願いします。

○田中（智）委員 提案なんですけど、折衷案として、先ほど森戸委員が言われた、喫煙は、がんや死に至る重篤な疾患の原因になるというような、死だけをあまりにもやるよりは、ちょこっとそういう文章を入れて、インパクトを少し優しくしてあげるような手かなと思いました。以上です。

○大澤福祉保健部長 13ページもちょっと直しますので、こちらに関しては、皆様方のおっしゃっていること、どちらも分かりますので、そこに関しては会長一任というような形でお預かりをさせていただきます。

○小松会長 ちょっと検討させていただきますが、皆様の御意見を参考にさせていただきたいと思います。

あと、前回の審議会からの変更点に関しましては何か御意見ございますでしょうか。

それでは今、部長からお話がありましたように、今回の審議会は最後の審議会となりますので、今回いただきました意見を踏まえて、先ほどの表の変更であるとか、最初の3行及びパブコメ結果も含めて、ちょっと協議をして、会長に一任していただきたいと思いますので、じゃあ私と事務局で調整して、審議会としての受動喫煙防止対策ガイドライン（案）を確定させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは議事の3番、その他について、事務局から説明をお願いいたします。

○渡邊係長 それでは資料4、令和7年度主な健康課事業（新規・変更）についてを御覧ください。来年度の取組で、新規事業や変更となる事業について説明をいたします。

資料4の1になります。休日準夜薬局。既に休日薬局については、薬剤師会さんに委託をさせていただいて、実施をしているところではありますが、市民が安心して医療を受けられるよう、医療体制の確保、充実を図る観点から、休日準夜薬局についても、薬剤師会さんに委託をさせていただく予定となっております。開局時間は、休日薬局が午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までという形で開

設していただいていたのですが、その後、午後5時半から午後9時までということで開局時間を設定させていただければと思っております。

開局数につきましては、休日の日中、1休日当たり2箇所ということでお願いしているところですが、準夜薬局について1休日当たり1箇所。開局が不要になる場合というのは、休日準夜診療を行う医療機関が院内処方等を行うなどの理由で、開局が不要と市が認める場合については開設がない場合もあることを想定しております。

実施方法につきましては、在宅輪番方式により、指定する薬局で行うことを想定しております。

2番目の熱中症対策です。涼み処の拡充といたしまして、市の公共施設につきましては、令和7年度に向けて、引き続き関係各課と調整・検討をさせていただきたいと思います。民間施設に関しましては、令和6年度につきましては郵便局さんにも御協力をいただいて開設していたところではありますが、来年度につきましては薬局を涼み処として実施できるように、小金井市薬剤師会さんと協議をさせていただいております。

周知方法です。涼み処を実施していることが一目で分かるように、また涼みに来た方が利用しやすいように、のぼり旗を設置することを考えております。

体調不良者への対応です。体調不良の症状が発生した場合に応急処置ができるよう、涼み処に飲料水や冷却剤などの物品を配付する予定となっております。

3番の带状疱疹ワクチンです。定期接種が令和7年4月1日から、対象者が小金井市に住所を有する者のうち過去に带状疱疹ワクチンの接種完了歴がなく、以下の要件に該当する者としています。65歳の方で、予防接種時に60歳以上65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる障害を持ち、その障害の程度が1級の者。経過措置対象者です。65歳を超える方につきましては、5年間の経過措置がありまして、100歳までの5歳刻みの節目年齢にある者、そして70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳で、100歳以上の方につきましては令和7年度のみ全員対象となっております。

自己負担額です。ワクチンの種類が2種類ありまして、生ワクチンは接種回数が1回になりまして、自己負担額1回当たり4,000円を想定しております。不活化ワクチンにつきましては、接種回数2回になります。こちら、1回当たりの自己負担額1万円で想定しております。

带状疱疹ワクチンの任意接種につきましては、定期接種化に伴い、带状疱疹ワクチン任意接種助成事業については、令和7年度に限り、令和6年度の内容を一部変更して実施する予定です。表にありますとおり、令和6年度は50歳以上の者となっておりますが、令和7年度は65歳が定期接種の対象となりますので、50歳から64歳の方を任意接種の対応としております。助成額は資料のとおりです。

次です。HPVワクチンの経過措置の対応です。キャッチアップ接種について、令和4年から実施を

させていただいております。接種期間は令和7年3月31日までとされていましたが、ワクチンの供給不足から今年度の期限内に接種を完了できない方が出てくる可能性があることから、令和7年3月31日までに1回でも接種すれば、公費で接種できる期限を来年度まで延長する旨、経過措置を設けることが示されましたので、キャッチアップ接種対象者のうち、キャッチアップ接種期間が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に少なくとも1回以上接種している方、平成20年度生まれ、現在の高校1年生相当で、同じく長期期間内に1回以上接種している方が、公費で令和7年4月1日から令和8年3月31日まで接種をしていただくことができます。

その他です。自殺対策連絡協議会関係といたしまして、来年度、自殺対策の推進を図るため、自殺対策連絡協議会を設置し、施策の検討、進捗管理、情報共有を行ってまいります予定で。

(2) 食育推進計画策定。今、第4次食育推進計画の計画期間になりますが、令和8年度までということになりますので、次年度の第5次食育推進計画を2か年、令和7年度、8年度で策定させていただく予定です。すみません、これ今年度になっていますけど令和7年度です。令和7年度は市民意向調査、小中学生意向調査を実施する予定となっております。

次に、当日配付資料、令和6年度小金井市の保健衛生を御覧ください。こちらは小金井市の保健衛生は、健康課が令和5年に実施した事業の報告となっております。内容については説明を割愛させていただきますが、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○小松会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問ございますでしょうか。

中谷委員、お願いします。

○中谷委員 社会福祉協議会、中谷です。本日ガイドラインが、委員長に委ねる部分がありますけども、ここで決まるということなんですけど、小中学生とか、いろんな意見が出たという話があったりするんですけど、今後、今年度じゃない、来年度に向けて、ガイドラインを分かりやすく説明するようなリーフレットというか、パンフレットといいますか、小さいお子さんとか、いろんな方にこれをお知らせして、市が目指す姿を周知していく必要があると思います。それがアクションにつながると期待される市民の方もいらっしゃるだろうと思うので、今回、新年度の事業ということであるんですけど、担当課にいて、そのリーフレットを自力でつくるのはなかなか難しいとも思うので、ぜひ分かりやすいリーフレットが、これを周知するための手段というのを来年度中のどこかで何かつくるようなお考えを確認していただいたりしてもいいのかなとちょっと思ったんですけど、どうでしょう。

○大澤福祉保健部長 ありがとうございます。まず、このガイドラインが決定をされた段階での次のス

トップで、今後の取組というものを記載させていただいてございます。その中で、周知、啓蒙、啓発というところも項目がございますので、いただいた御意見等も踏まえて内部でやるのか、また、予算的なものもいただくのかというようなのも踏まえて、また考えていきたいという形で御相談させていただきたいと思っております。

○中谷委員 ぜひ分かりやすい、きれいな感じで。今課題になっている、ほかの喫煙、路上禁煙区域の拡大みたいなものも、当然、施設とか、いろんな場合に期待する部分、そういうところを整備してほしいとか、マナーを守っていただくようにお知らせしてほしいという声が当然これで出てくると思われますので、そういうのについても、今後見直しをかけていくためにも、分かりやすいリーフレットがぜひ僕は必要だなと思っているので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○小松会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

では、議事に関しましては全て終了となります。

続きまして3番、全体のその他に関しまして、委員の皆様には何か事務局から御説明、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは以上をもちまして、令和6年度第5回の市民健康づくり審議会を終了いたします。本日は御協力いただきまして、皆様ありがとうございました。

— 了 —